

開発協力適正会議 第1回 会議録

平成23年10月18日（火）

外務省 新庁舎7階 講堂

議題

1 報告事項

(1) 適正会議の運営について

- 小川座長就任挨拶，座長代理の指名
- 関連資料の事前公開について

(2) 「戦略的・効果的な援助の実施に向けて（改訂版）」について

2 プロジェクト型の新規採択案件

(1) ラオス「南部地域保健サービスネットワーク強化計画準備調査」（無償資金協力）

(2) インドネシア「ジャカルタ特別州下水道整備事業準備調査」（円借款）

(3) パプアニューギニア「マダン市場・棧橋整備計画準備調査」（無償資金協力）

(4) アフガニスタン「カブール国際空港駐機場改修計画準備調査」（無償資金協力）

(5) アフガニスタン「カブール市内道路改修計画準備調査」（無償資金協力）

3 その他の事項

「カンボジア国道一号線改修計画」の第4期事業について

0. 開会

(午後3時30分開会)

○小川座長 それでは、皆さんお揃いになりましたので、第1回開発協力適正会議を始めさせていただきます。

私は、一橋大学の小川と申します。皆様のご意向を受けまして、開発協力適正会議の座長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日本の政府開発援助事業は、東アジア諸国を始めとして途上国の発展に大きく貢献してきましたが、必ずしも全ての案件がうまく進んでいたというわけでもありません。過去の教訓を今後の案件形成に適正に反映していくことが極めて重要であると考えております。そのためには、有識者が客観的な視点から案件形成の準備段階で率直なアドバイスを行うことが必要と考えております。

今般、これまで私自身も関与してきた無償資金協力実施適正会議が廃止され、開発協力適正会議を設置することになりました。本会議は、意見交換を調査前の段階で行うこと、また、円借款事業もその対象にすることから、日本のODA事業改善のため従来以上に大きな役割を果たせるものと考えております。委員の皆様からお知恵をいただき、日本の政府開発援助をより良いものにしていきたいと考えております。

それでは、第1回開発協力適正会議を始めさせていただきますが、開催に当たりまして、最初に、委員相互の自己紹介をお願いしたいと思います。よろしければ、あいうえお順で、荒木委員、市村委員、高橋委員、松本委員、そして最後に私という順番で簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。

荒木委員、お願いします。

○荒木委員 国際開発ジャーナル社主幹の荒木でございます。外務省のこの種の会議に今までもかかわってまいりましたが、具体的にこういうプロジェクトそのものを審査することは初めてです。今までは、どちらかというところ援助政策について主に検討する委員会で発言してきました。今回が初めてですのでどうなるかわかりませんが、私は、いわゆるジャーナリストとして中立的な立場で厳正にこのプロジェクトを見ていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○小川座長 市村委員、お願いします。

○市村委員 日本貿易会常務理事の市村でございます。私は、36年間伊藤忠商事に

勤めまして、昨年から貿易会の常務理事ということで現在に至っておりますけれども、伊藤忠時代は、17年間、アジアの各地に駐在しました。インドネシアが一番長いのですが、通算で10年を少し超えます。それと、マレーシア、香港。その間、いろいろとODA関係等のプロジェクトにも参画してまいりました。貿易会というのは商社の業界団体ですが、その立場で今回の適正会議の意見を述べさせていただければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○小川座長 高橋委員、お願いします。

○高橋委員 こんにちは。私は、日本国際ボランティアセンター（JVC）というNGOの高橋です。JVCは、30年近く現場で、特にアジアやアフリカを中心に活動してきました。現在、9か国で活動しておりますが、今回、開発協力適正会議ということで、現場の観点から、NGO、住人の視点から、何かの形で貢献できればと思っています。よろしくお願いいたします。

○小川座長 松本委員、お願いします。

○松本委員 松本悟です。私だけ、肩書に「等」が付いておりますが、怪しい者ではありません。メコン・ウォッチというNGO、フレンズ・オブ・ジ・アース・ジャパンというNGOの顧問等々を務めております。視点は高橋さんと近いかと思いますが、ここ数年は、どちらかというところODAの評価をさらに外側から見るといいますか、メタ評価というか、そのような視点でODAを見てきた部分もありますので、92年以来現場で見てきたものに加えて、そうした、もう少し幅広く、これまで行われてきた評価の教訓を上流部分でどう生かせるかということで発言していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○小川座長 それでは、最後に小川から自己紹介させていただきます。私は、大学では国際金融を研究・教育しております。ただ、こちらで無償資金協力実施適正会議の委員をしばらく務めさせていただきまして、ODAの、特に無償資金協力についていろいろと案件のチェックをさせていただきました。あと、自分自身、JICAの関係で、ケニアで技術協力の仕事をお手伝いさせていただいて、実際にそちらでそういう経験もさせていただいております。ということで、今回、円借款、有償資金協力も加わるということで範囲が広がりますけれども、自分なりに一生懸命に務めていきたいと思っております。

それでは、引き続き、本日、出席がかなわなかった加藤俊之外務大臣政務官に代

わりまして、越川国際協力局長より一言ご挨拶をいただきたいと思います。

○越川国際協力局長 外務省国際協力局の越川でございます。本日は、小川座長をはじめ、委員の方々には、お忙しい中、この第1回開発協力適正会議にご出席いただきまして、心より感謝申し上げます。

本来であれば、当省の加藤政務官より皆さんにご挨拶を申し上げたいところですが、本日は、政務の日程上どうしても参加できないということで、恐縮ながら、まず私から、加藤政務官よりのご挨拶を代読させていただければと存じます。

本日、第1回開発協力適正会議が開催される運びとなりました。申し上げるまでもなく、ODA事業は税金を原資としており、透明性を確保して幅広い皆様のご理解とご支持をいただくことが不可欠です。本日は、このような観点から委員の皆様には忌憚のないご意見を賜りたいと考えます。

本年3月の東日本大震災に際しては、我が国の援助に対する感謝の証として途上国からも多くの援助が寄せられました。我が国のODAが高く評価されてきたことが改めて明らかになり、「日本は世界と共にある」という思いを新たにしましたが、他方で、復旧・復興に向けて膨大な資金需要が見込まれ、我が国の財政状況が極めて厳しい中、一部にはODAに対する厳しい見方があることも事実です。

そうした中では、ODAの改革を着実に進めていく必要があります。昨17日には「戦略的・効果的な援助の実施に向けて」と題して、ODA個別案件の透明性を高め、過去の教訓を踏まえたODA事業の継続的改善を行うため、開発協力適正会議をはじめとする政府の取組を発表させていただいたところです。

この開発協力適正会議も過去の教訓を将来の計画形成に反映させるために中心的な役割を担っており、皆様にご指導をいただき、ODA事業の透明性を高め、質的改善を図って参りたいと考えます。

政府としても、過去の案件に問題があればそれを率直に認め、皆様のご指導も踏まえて直すべき点は適切に直していきたいと考えます。そのため、本会議において各委員から出されたご意見は、真摯に受け止め、十分に勘案させていただきたいと考えます。

代読を終わります。

なお、私から一言申し添えたいことは、本日の会議では5件の調査案件について議論していただく予定ですが、昨年度と比較して、採択件数がやや減っております。これは、ODA予算の減少の影響によって、現在実施中の調査案件について、従来以上にその執行を慎重に検討する必要性が生じている状況もありまして、結果として例年よりも案件数が若干減少している事情がありますので、この点、ご理解をいただければと存じます。

本日は、委員の皆様より忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。よろしく願い申し上げます。

○小川座長 どうもありがとうございます。

それでは、お手元の議題案をご覧いただきたいと思います。本日の議題をここに挙げております。まず、報告事項として、(1)「適正会議の運営について」ということで、座長代理の指名が主になります。それから、関連資料の事前公開。

(2)として「戦略的・効果的な援助の実施に向けて(改訂版)」についてという報告事項。2として、プロジェクト型の新規採択案件がここに5件あります。ラオス、インドネシア、パプアニューギニア、アフガニスタンが2件です。最後にその他の事項として、「カンボジア国道一号線改修計画」の第4期事業について。以上の議題で本日は進めていきたいと考えておりますが、この議題案に沿って会議を進めていくことについては、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

1 (1) 適正会議の運営について

○小川座長 どうもありがとうございます。それでは、この議題案に沿って本日は進めていきたいと思います。

最初に、座長代理の指名を行います。皆様のご異存がなければ、委員の中で最年長であって、政府開発援助に関して最も長い知見をお持ちの荒木光彌委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小川座長 それでは、よろしくお願いいたします。

続きまして、関連資料の事前公開につきましては、準備会合における委員間での

話し合いも踏まえ、議題として取り上げる案件の概要書についても事前に公開したいと思います。また、オブザーバーの募集も、今後もホームページで行っていきたいと考えております。

それから、実施要領の一部変更についてですが、横尾委員からいただきましたご指摘を踏まえまして、会議の開催要領のうち、「財界・経済界」となっていたところを「経済界」としました。

1 (2) 「戦略的・効果的な援助の実施に向けて（改訂版）」について

続きまして、(2)の「戦略的・効果的な援助の実施に向けて（改訂版）」の公表について、本清開発協力総括課長より、この「戦略的・効果的な援助の実施に向けて（改訂版）」の公表についてのご報告をいただきたいと思います。

○事務局（本清） 開発協力総括課の本清でございます。

お手元に、「戦略的・効果的な援助の実施に向けて（改訂版） ODA事業の透明性向上と継続的改善」という資料をお配りさせていただきました。これの附属になります。厚いA3版の資料がありますので、こちらをご覧くださいながらと思います。私の説明は、簡単にパワーポイントの資料だけで説明させていただきます。案件については簡単に概略をご説明申し上げたいと思います。

先ほど大臣政務官のご挨拶でも言及されていましたが、昨日、このペーパーを発表させていただきました。これは、1月に、「戦略的・効果的な援助の実施に向けて～『見える化』の徹底とPDCAサイクルの強化～」という文書を改訂させていただいたもので、この中で、3ページと4ページをご覧くださいと思います。このPDCAサイクルの中に、②として「開発協力適正会議の実施」が言及されており、4ページには「開発協力適正会議の実施」として書かれております。本会議は、過去の経験を今後の案件形成に反映するPDCAサイクル全体の鍵になる会議と考えておりまして、皆様のご指導を踏まえてODA事業の継続的改善に取り組んでいきたいと考えております。この点についていろいろなところに説明して回りましたが、各界の方から、この会議が果たす役割は重要であるというご指摘をいただきましたので、これを踏まえて、我々も、良い会議になるよう、事務局として努力していきたいと思っております。

それ以外につきましては、上流部門においては、3ページに①国別援助方針の策

定、③プログラム・アプローチの強化、④評価体制の強化、⑤ODA見える化サイト、これらの幾つかの考え方及び事業の実施によって成り立っているものでございます。

ODAについて反省すべき点、改善すべき点がある案件のリストを改訂A3の資料のリストの形でお配りさせていただきましたけれども、ここで得られた教訓をまとめさせていただいたものが、10ページと11ページにあるものでございます。9ページは、効果が十分に現れているものですので、こちらについては特段言及する必要がないと思いますが、改善すべき点があった主な事例について、幾つかの類型及びカテゴリー、事例、教訓を入れさせていただきました。本日ご議論いただくプロジェクトも含めて、この会議の議論の助けになればと思って配らせていただきました。

簡単ですが、この資料についての説明は以上です。ありがとうございました。

○小川座長 どうもありがとうございます。

ただいま本清課長から説明があったことについて、何かご質問がございますか。

○松本委員 大変なご苦勞だったかと思えます。ありがとうございます。

この改善すべき点があった主な事例のリストの改訂ですが、前回からもう1年以上たったかと思えますが、どういう点を改訂されたのかということと、数あるうちからこういうものをピックアップされる時の判断基準について教えていただきたいと思えます。

○事務局（遠藤） 事業管理室長を務めております遠藤と申します。よろしく願いいたします。

ご質問の点は2点あるかと思えます。1点目、改訂した部分は、基本的にこの資料をご覧いただければお分かりのとおり、効果が現れている案件の代表例ということで別添1が3頁ありまして、その後にかつてにおいては改善すべき点があったが、現在は効果が現れている、あるいは、外部からの指摘事項が改善している案件ということで別添2があります。10頁ほどあると思えます。その後、別添3で、改善すべき点などがある案件を掲載させていただいております。今年1月にこのリストを初めて公表させていただきましたので、基本的に1月から9月末までの間に改善したもの、進展があったもの、例えば別添3で申し上げれば、問題の指摘の概要、問題の原因、これまでの対応及び現状、その後の対応、教訓等についても進展があ

ったものについて改訂させていただきました。

もう一つのご質問は基準ということだと思いますが、基本的に、改善すべき点があるものにつきましては、通常、我々は事後評価を行うわけですが、そこにおいて効果がよく現れていないと判断されたものについては、改善すべきものということにしております。あとは、外部の方々から何らかの指摘があったものについても、改善すべき点というものに入れさせていただいております。それが改善した場合は別添2に掲載させていただいております。

以上です。

○高橋委員 今の松本さんの質問ともつながっているのですが、例えば、9ページ、10ページ、11ページに「開発効果の現れ方の分析と教訓例」がありますが、今後も、このあたりの視点や基準が変わっていく、もしくは改定されていく可能性は考えていらっしゃいますか。

あと、私、全体像がもうひとつ見えないので教えていただきたいのは、国別援助方針とここでの分析、あと、最後のほうで、事業展開計画が付いていますが、このあたりの3つのものがどうつながっていくのか、どう理解したらいいか、簡単にでもいいので教えていただければと思います。つまり、教訓の反映の仕方ですが。

○事務局（遠藤） 1点目のご質問について、今後もこうしたものを改訂されていくのかというご質問については、基本的には1年に1度程度の頻度になるかと思いますが、改訂していければと考えております。

○事務局（本清） 高橋委員の2番目のご質問ですが、国別援助方針については、本年、50か国強¹の国を策定していく過程でこうした要素を入れていきます。この援助方針を策定した後、プログラム・アプローチも議論されていく形になるかと思っておりますので、もう少しお時間をいただきながら、全体をどのように関連させていくのかということについては、外務省できちんと判断して、全体がうまくこのPDCAサイクルの中で回っていくようにしていかなければいけないと考えております。

○小川座長 それでは、先に進みたいと思います。何かあれば、また後でおっしゃっていただければと思います。

¹ 閉会時に42か国に訂正。

2. プロジェクト型の新規採択案件

次に、2の「プロジェクト型の新規採択案件」についての議論を始めたいと思います。議題にありますように、本日取り上げる案件は、ラオス、インドネシア、パプアニューギニア、アフガニスタンが2件、トータルで4か国5件のものになります。

進め方についてですが、まず説明者から案件の概要を説明していただき、その後、委員の意見を聴取した上で議論を行いたいと思います。市村委員、松本委員、横尾委員より事前に書面の質問をいただいております。松本委員及び横尾委員からはコメントをいただいております。質問については、外務省、JICAの発言の中で適宜説明があるかと思いますが、コメントについては、松本委員より、案件ごとに簡潔にご紹介いただきたいと思います。なお、横尾委員は本日欠席ですので、事務局からの代読にかえさせていただきます。

(1) ラオス「南部地域保健サービスネットワーク強化計画準備調査」（無償資金協力）

それでは、ラオスの「南部地域保健サービスネットワーク強化計画準備調査」について、説明者側から概要説明をお願いします。

○説明者（横山） 私は、外務省国際協力局国別開発第一課長の横山でございます。よろしくお願いいたします。

私は、本日の議題に入っております、ラオス、インドネシア、パプアニューギニア、あと、別の議題としてカンボジア、この4か国の案件について担当しております。基本的には、実施するJICA側からご説明していただこうと思いますが、その後の質疑応答で、外務省が回答すべきものについては回答させていただきます。

○説明者（府川） 私は、JICAでラオスの担当をしております、東南アジア四課長の府川と申します。資料に沿って案件のご説明をさせていただきます。

まず、「2. 事業の背景と必要性」の（1）で、当該国の保健セクターの状況についてご説明しております。ラオスは、2015年のMDGsの達成を目標に開発に取り組んでいますが、こと保健セクターに関しては、妊産婦死亡率が、2005年のデータで、10万件の出生に対して405件、5歳未満児死亡率は1,000件の出生に対して98件と高い水準にあるということで、この改善に向けて取り組んでおります。

(2) ですが、ラオス政府の取組として、まず、国家保健セクター開発計画の中で母子保健を優先課題と位置付けております。そして、母子保健統合サービスパッケージ戦略・計画を策定し、拠点や必要な資機材の拡大・整備、人材育成に取り組んでおります。

これに対して日本政府としては、(3) のところですが、対ラオス国別援助計画において、この母子保健を重点課題の一つと位置付けております。具体的には、これまでに技術協力で、例えば保健セクター事業調整能力強化フェーズ2といったプロジェクトを、特に母子保健の改善が必要な南部4県、これは本日まで説明するプロジェクトの対象地域でもありますが、そういったことを実施しております。

今回ご審議いただく案件は、特に母子保健サービスの普及が遅れている南部4県を対象に、ハード面で施設の拡充を実施するという事で、これまでJICAが進めてきたソフト面の支援と併せての実施でございます。

(4) に「他の援助機関の対応」とありますが、対象となった南部4県において、これまでは世界銀行が同種のサービスを若干提供しておりますことと、次のページに参りまして、UNFPAが助産者の育成、家族計画の普及、UNICEFが予防摂取・栄養教育等を実施しております。

「3. 事業概要」ですが、本事業の候補対象となっているのは、保健センターの新設が22サイト、建替えが29サイト、補修が4サイト、スタッフ宿舎の建設が8サイト。また、郡病院の母子保健外来の建替え・増築・補修が5サイトでございます。

(3) の「事業概要」のところ、具体的には、施設は保健センターや郡病院、保健センターの職員寮が対象になりますし、機材としては、医療機材、事務・診察用設備に加えて、必要に応じて給水システムや太陽光システムを導入します。

実施機関は、保健省のヘルスケア局並びに4県の保健局です。

環境社会配慮面については、環境上、望ましくない影響は最小限であると判断しておりまして、カテゴリCであります。また、最貧困郡を含む県を対象としますので、貧困対策案件と考えております。

他のスキームとの連携ということでは、先ほどご紹介した技術協力プロジェクト3件との連携を想定しております。

「4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓」では、医療施設整備案件の一般的な教訓として、施設整備や機材供与により診療環境が改善されることによっ

て患者数の増加が見られるといった効果を期待しております。一方で、整備した医療機材について、スペアパーツの入手が困難なものがあったりしますとよくないので、現地のレベルに合った機材の選定を徹底してまいりたいと考えております。また、新規に建設した施設の場合は、人員配置や事業予算の付与に時間がかかるといったようなケースがありますので、この点についても十分確認してまいりたいと考えます。

あと、これはラオスの特殊事情ですが、ベトナム戦争時に大量に爆弾の投下があり、それらが不発弾となって残っている状況があります。過去にこういう辺境地域において実施した案件でも、着工を始めたら不発弾が出てきたといった例がありますので、この点についても十分確認してまいりたいと考えております。

以上です。

○小川座長 どうもありがとうございます。

それでは、松本委員と横尾委員から事前にコメントをいただいています。よろしければ、その内容を簡単にご紹介したいと思います。

まず、松本委員にご発言をお願いします。

○松本委員 私からは2点です。ラオスの母子保健セクターが大事であるという認識は、そのとおりだと思います。大事なのは、そこにたどり着く妊産婦の死亡率を下げる、あるいは、新生児の死亡率を下げるのに、このセンターがどのように位置付けられるのかというところが、これを拝見してもよくわかりません。例えば保健分野の研究によれば、ラオスの場合、自宅出産の方が多いですから、センターを用意するよりも伝統的な産婆さんが現地に行けるような、そういうきめ細かいサービスのほうが新生児の死亡や妊産婦の死亡の解決につながるという研究結果もあつたりします。さらに、今回対象の南部4県は、少数民族が多い地域です。そういうことから考えれば、センター方式で少数民族の人たちがそこにやって来るということをどこまで描けるのかということに対しては疑問があるので、このセンターの位置付け、つまり、そういうことはほかでこれだけ実施してきて、実を言うと、こういう部分でセンター的なものがないから困るというようなものがここで説明されないと、なぜセンターなのかということがわからない。

2つ目は、人員配置や事業予算計画について、4.の過去の類似案件のところで言及されていることはいいと思いますが、例えば、今日オブザーバーで来ているJ

A C S E Sの田辺さんが過去の無償資金協力の案件をいろいろ見たところでは、多くの案件で維持管理の問題が無償資金協力には付き物であると書かれています。つまり、いつも問題は分かっているけれども、同じ問題を繰り返しているパターンが人員配置と予算、その後のメンテナンスの予算の手当ではないかと想像しているので、同じことを書いてもあまり効果はなく、ことにラオスの保健セクターの場合、どういう点で人員配置や予算手当の問題が発生しやすく、それはどう解決するのかというところまで踏み込んで考えないと、同じ失敗を繰り返す可能性があるのではないかということで、2点、指摘させていただきたいと思います。

○小川座長 どうもありがとうございます。

それから、本日ご欠席の横尾委員のコメントにつきましては、本清課長からご紹介いただきたいと思います。

○事務局（本清） 横尾委員からのコメントは、以下の4点でございます。

1. アクセスの改善が目的に掲げられていますが、事業の概要には、保健センターへの交通手段についての記述がありません。巡回保健センターやバスの運行などについての計画があるのではないかと思います、そのあたりはどうなのでしょう。

2. また別の目的として掲げられている家族計画の普及についての具体的な対策が記載されていませんが、これは、事業実施体制の中で対応するというのでしょうか。

3. 過去の類似案件の教訓で、一般的な教訓として、施設整備、機材供与によって施設で提供できるサービスと診断環境が改善され、それに伴い施設を利用する外来患者数、入院患者数が増加するとのくだりは、やや分析が甘いように思います。

4. また、スペアパーツの確保などの面で現地事情に即した機材の導入とは、具体的にはどのようなことでしょうか。

以上4点でございます。

○小川座長 どうもありがとうございました。

ほかにコメントがある委員の方がいらっしゃいましたら、ご発言いただきたいと思います。

○市村委員 私から2点あります。

1点目は、概要書の本文にも書いてありますが、世界の国際機関がこの南部4県

に対して、保健サービスネットワークについて支援しております。この中で、我が国がこの案件を実施する取組のバックグラウンドがどうなっているのか。要は、世銀やU N I C E Fなど個別に役割を決めているようですが、これは、我が国とそういう国際機関との間で何か協調した形で取り組んでいるのか、それとも全く個別で実施しているのか、その辺の背景を説明していただきたいと思います。

2点目は、今、部品調達の話が出ましたが、それ以外に、機材として太陽光システムが入っています。これは、太陽光システムによってここで使う全電力量を賄おうとしているのかどうか。もし仮にそうだとするならば、どのくらいの規模を考えておられるのか。というのは、太陽光の場合は、合理性から言うと決して得策ではないわけです。なぜ太陽光システムにしなければいけないのか。通常であれば、ディーゼル発電などの安い投資で機能は十分に賄えるはずですが、それを、ラオスでなぜ太陽光システムにするのかということが不明ですので、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

以上の2点です。

○小川座長 ほかに。

○高橋委員 私も2点あったのですが、2点目は今、市村さんにおっしゃっていただきました。

1点ですが、母子保健の場合、やはり感染症の問題が結構大きいのかなと思っています。その意味で、プライマリヘルスケアの部分がどの程度の状況にあるのか、例えば、保健に関する衛生教育、そういったことがきちんと普及しているかどうかは、先ほど松本さんから伝統産婆のお話がありましたが、やはり複合的に感染症を避けることが、一定程度の死亡率の低下を導くように思われるので、プライマリヘルスケアや衛生教育の改善についての情報やそうした活動との整合性をどのように考えているのか教えていただきたいと思います。

○小川座長 それでは、今、委員側からコメントがありましたが、説明者側からご説明をお願いしたいと思います。

○説明者（府川） それでは、まず松本委員からご指摘があった件の1点目ですが、ご指摘のとおり、伝統的産婆も大変重要な役割を果たしております。特に、村々における保健教育的なところでの役割などがありますので、ここはかつてJ I C Aでも、J O C Vなどで取り組んできたところです。一方で、妊産婦死亡率低下のため

には、ご指摘のとおり、自宅分娩が約8割という状況ですが、熟練助産者が介助することをしっかりと広めていかなければならないと考えております。そのために、こうした保健センターと熟練助産者の配置というものを手がけていくというプロジェクトでございます。

また、実際に妊婦さんがセンターに来るだけではなくて、センターから村々へとサービスデリバリーを行うこともプロジェクトのコンポーネントとして取り組んでまいります。

それから、2点目の人員配置や予算についてですが、今回、要請を受けている保健センターの人員配置については、これは新しく設置するサイトであっても、郡病院からの配置替えなどできちんと人員の見込みを立てております。

また、これはマクロ的な話ですが、保健省全体として、2020年までの目標として、毎年1,136人の新規職員を確保するという目標を掲げており、実際、2011年は前年度の620人から1,041人まで割当が増加しました。

また、概要表でご説明しました対象サイトは、これは候補です。今後、調査の中で絞り込んでいき、その中できちんと人員の割当を確保して、割当がないところは外すということも行ってまいります。さらに、可能な限り、選出された対象サイトについては、保健省や各郡の行政機関と合意文書の形で予算や人員配置について確保してまいりたいと考えております。

それから、横尾委員からご指摘いただきました件の1点目ですが、まず、ラオスの状況として、インフラ整備が大変遅れております。舗装道路は、国際幹線道路や国道などに限られており、今回の事業対象地域となる南部地域では、基本的に雨季にはアクセスが困難になるような未舗装道路の地域です。したがって、移動手段として公共交通機関がありませんで、各自が、徒歩、自転車、バイクなどで移動しているような状況です。建設するセンターは、基本的に、そういう中でも比較的集落の中心に当たるようなところに設置して、できるだけ多くのアクセスが得られるようにします。また、先ほど述べましたように、センターから村への訪問も実施してまいります。

それから、2点目に家族計画のお話がありました。こちらは、プロジェクトのコンポーネントの中に含まれております。具体的には、避妊具の配布、避妊リングの処置などを実施してまいります。

3点目に、教訓のところの分析が甘いのではないかというご指摘でしたけれども、概要表では「一般的に」と書いてしまったからなのかもしれませんが、具体的には、ベトナムや南アフリカ、アンゴラなど、具体的な案件の事後評価に基づいて、施設整備や機材供与によってサービス向上ができますと、住民からの信頼感が高まりまして利用者数が増えているという実績を踏まえて述べさせていただきました。

4点目のスペアパーツの点は、これも具体的な案件として、過去にラオスで実施した病院案件で、少し特殊なハロゲンランプを供給してしまい、そのスペアパーツの入手が困難だったというような経験がありますので、これらを踏まえて、きちんと記載の選定をしていきたいと考えております。

市村委員からいただいたご質問で、国際機関も入っているのという点でございます。確かに世銀が入っていることは概要書の中で述べておりますが、実際に世銀が手がけたサイト数は極めて限定的で、10にも満たないほどです。まだまだ保健センターの数が必要であるということで本事業に取り組んでおります。また、こうした他のドナーとの協調については、まさに日本が音頭をとってしっかり議論しながら進めているところでございます。

2点目の太陽光システムの件ですが、対象となるサイトの、少なくないところは、実はナショナルグリッドにつながっているところで、そういうところはもちろんナショナルグリッドの電力を利用します。本当にリモートエリアで電力のアクセスがないところについては太陽光システムを用いるということですが、こちらも先行した世銀の案件で導入実績がありまして、なかなかよく使われていることを確認しております。そこら辺を踏まえての実施ということで考えております。

○説明者（牧本） 最後にご質問いただきました感染症の点についてご説明いたします。私は、JICAの人間開発部保健三課長の牧本と申します。

ご指摘のとおり、子供の死亡の原因として、感染症は大きなポーションを占めております。このため、ラオスにおいても、予防接種事業と統合的小児の疾患管理（IMCI）を他国と同様に推進しております。それらにつきましては、資料でもご説明させていただいておりますけれども、母子保健統合サービスパッケージという、ラオスの母子保健に関するサービスのパッケージの中に統合的に組み込まれる形になっております。今回のヘルスセンター、郡病院は、そのサービスを提供する拠点になっていくということで、母子保健サービスの中に感染症対策も、特に重要

なものは組み込まれた形で実施されることになっております。

以上です。

○小川座長 今、説明者側から説明していただきましたが、それに対して、まだはつきりしない点があれば、ご質問していただければと思います。

○高橋委員 ご説明、ありがとうございます。実は、なぜ感染症のことを言ったかということ、こちらの案件概要書の中では感染症のことは出てこなくて、事業展開計画のほうに開発課題としてその点はかなり重要な課題として触れてあります。むしろ、整合性をとるということであれば、案件概要書の「2. 事業の背景と必要性」のあたりでその点に触れておいたほうがいいのではないのでしょうか。それに基づいて、そこら辺の問題意識がはつきりしたほうがいいと思っています。単に文章上の整合性の問題かもしれませんが。

○小川座長 ご指摘のとおりだと思いますので、文章をそのように書き換えられて、より良くしていただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

○松本委員 ご説明いただきましたが、私は、「センター方式はやはり効果的だな」と思うまでには至りませんでした。例えば、同じ10億円を使うのに、センターがいいのか、別のほうがいいのかという視点が結構大事だと思います。これはコメントですが、一般の人たちが、なるほど、薬をあげるよりもセンターのほうが大事だと思えるように、センターというものの必要性をぜひ書き込んでほしいと思います。これはコメントです。

○小川座長 そのような書き方にしていきたいと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

(2) インドネシア「ジャカルタ特別州下水道整備事業準備調査」(円借款)

それでは、2番目のインドネシア、「ジャカルタ特別州下水道整備事業準備調査」についてです。こちらも、まず説明者側から概要説明をお願いします。

○説明者(早川) JICA東南アジア・大洋州部東南アジア第一課の課長をしております早川と申します。本日はどうもありがとうございます。よろしくお願いたします。

有償資金協力の案件になりますが、インドネシア共和国ジャカルタ特別州下水道

整備事業に関する案件概要書につきまして、資料に基づいてご説明させていただきます。

まず、「2. 事業の背景と必要性」の「(1) 当該国における下水道セクターの開発実績（現状）と課題」ですが、インドネシアにおける下水道普及率は約1%で、近隣諸国の下水道普及率と比較しても著しく低い状況があります。ジャカルタ特別州を見ても、人口が継続的に急速に増えており、水環境問題が一層深刻化しております。それに加えて、河川・地下水の水質汚染に起因した都市衛生環境問題、健康被害等が出ておりますので、これに対応するために下水処理施設整備が急務となっていると考えております。

これを受けまして、インドネシアの国家中期開発計画においても、下水道整備が環境・衛生・洪水対策に資する重要課題とされております。また、2010年12月に両国政府間で合意したジャカルタ首都圏投資促進特別地域構想、これは今、協議が続いているところですが、その中でも上下水道整備は重点分野の一つに挙げられております。また、今、JICAで実施中のジャカルタ汚水管理マスタープランの見直しに係る技術協力においても、早急な下水道整備が必要とされているところでございます。

我が国の援助方針との関係においては、2004年策定の国別援助計画では、「民主的で公正な社会づくりの支援」という軸のもとで都市環境整備というものがあり、これに合致するものと考えております。

それから、「(4) 他の援助機関の対応」ですが、世銀での第3期になる「Water Supply and Sanitation for Low Income Communities Project」というものがあります。大規模な下水道整備については、それほど主立ったドナー活動はないのが現状です。

次に、「3. 事業概要」ですが、「(1) 事業の目的」として、本事業は、ジャカルタ特別州における下水道整備を通じて同州の水環境の改善を促し、もって都市衛生環境及び対象地域住民の健康状態の改善を目指すものとしております。

具体的な事業の中身ですが、1枚めくっていただきますと、下水処理場建設として、汚泥処理場、ポンプ場も含まれます。それから、管渠（かんきょ）敷設。また、コンサルティングサービスが入っております。

「(4) 事業実施体制」については、主たる実施機関は公共事業省居住総局を考

えております。ただ、事業の性格上、ジャカルタ特別州、下水道公社が現地にありますが、そちらが関与してくることを想定しております。

「（５）環境社会配慮・貧困削減・社会開発」ですが、環境社会配慮については、カテゴリ分類はBと考えております。その根拠として、JICA環境社会配慮ガイドラインにおいて掲げている影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当しないということで、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されることを挙げております。

また、「（６）他スキーム、他ドナー等との連携」ですが、今回の事業は、今、まさに過去に策定したマスタープランの見直し作業をしております技術協力プロジェクトで優先度の高い地域とされているところを対象とするものです。その他、別途PPPインフラ事業の協力準備調査として、ジャカルタ特別州下水処理場整備計画を並行して実施する予定でございます。

「４．過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓」ですが、まず「（１）類似案件の評価結果」のところ、インドネシアデンパサール下水整備事業の評価では、ごみ投棄に起因する下水管の詰まり、ポンプ場の故障により下水が適切に処理されない事例が報告されております。これについては、ごみの吸引車等が後に調達されておりますので、そういう形でアプローチしていくということもありますが、それに加えて、ごみ投棄による事業への影響を予防するため、円借款付帯プロジェクト等を活用し、住民への環境教育を実施するとともに、円借款の中のコンサルティングサービスにより運営・維持管理機関の能力強化に係る支援を、この調査の中でも検討していくことを考えているところでございます。

案件のご説明は以上です。

○小川座長 ありがとうございます。

それでは、松本委員と横尾委員から事前にコメントをいただいておりますので、まず松本委員からご発言をお願いしたいと思います。

○松本委員 ありがとうございます。紙にしてありますが、まず１点目は環境社会配慮についてです。下水道というのは、一応、影響を及ぼしやすいセクターの例示には入っていて、「ただし書き」がある案件ですので、このあたりは、この「ただし書き」にも沿って問題ないというか、Bでいいと判断されたと思いますので、その立地や構成要素があるかないか、JICAのガイドラインに則って丁寧に書

いていただきたい。これだけを読むと、セクター特性では、下水道は問題ないかのよう読み取ってしまうので、これはお願いです。

それから、一般論として、非正規居住者あるいはコストリカバリーにかかわる社会影響が、上水道もそうですが、下水道の場合は懸念されます。そのあたりについては、それが大きければカテゴリBでいいのかという疑問もありますので、調査に当たっては十分配慮が必要と考えます。

それから、過去の類似案件のところですが、これまでJICAは、89年、91年に、ジャカルタの都市排水下水道整備計画調査を支援していきまして、2010年を目標年次としたマスタープランを策定されています。しかし、もう20年は過ぎていきまして、明らかに所期の目的が達成できていないわけです。このときの教訓は、なぜ長い時間をかけて調査をしたのにそれが活かされなかったのかというところで教訓化する必要があるのではないかと考えていますし、また、このマスタープランの更新のために、現在、ジャカルタの污水管理マスタープランの見直しを通じた污水管理能力強化プロジェクトが進行中かと思えます。そこにはマスタープランの見直しや代替案調査という計画上位のプロセスが入っています。つまり、片方でマスタープランの見直しや代替案の調査がされているのに、同時並行的に円借款を前提にした協力準備調査を走らせることは、私には少し理解できないのですが。このあたりは、さらにはPPPも一緒に走らせるということになっていきますので、このマスタープランの見直し、PPP、さらに円借款の協力準備調査、この3つが同時に走るというのは一体どういうことなのかということが理解できませんでした。

以上です。

○小川座長 それでは、今回ご欠席の横尾委員のコメントについて、本清課長からご紹介いただきたいと思えます。

○事務局（本清） 横尾委員からは1問のコメントが来ております。

別途、PPPインフラ事業の協力準備調査として実施するジャカルタ特別州下水処理場整備計画との関連はどのようなものでしょうか。こちらは民間提案型を念頭に進めていると思われれます。両者が重なるプロジェクトであるとする、国際競争入札を想定している本件とそごが生じるのではないかとと思えます。したがって、ここで取り上げるべきかどうかの問題があると思えます。

以上です。

○小川座長 ほかにコメントがある委員がいらっしゃいましたら、お願いします。

○市村委員 まず、そもそも論から入りたいのですが、MPAの構想の中で、この下水道整備事業の優先度はどのようになっていますか。というのは、ご承知のとおり、インドネシアに日本企業が大挙して進出しようという動きになっている中で、インフラが整備されていないことで投資環境の改善を要求されているわけです。そうした中で、港湾や道路、鉄道、空港なども重要なプロジェクトになっています。それにプラスしてこういう環境問題等も重要であることはよくわかります。それと、私がジャカルタにいるときに、山間部に大雨が降って、今回のタイの洪水を小さくしたような規模の洪水が起きているわけです。そのときに、治水の灌漑の脇道をつくろうという話もあって、こういうものにも協力しようとか、いろいろな案件があります。その中で、この案件のプライオリティが今はどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

というのは、日本の国益を考えると、日本企業が進出するところに投資を優先的に回してあげるほうが日本にとってもプラスではないかという気がしますが、あえてこれを本日の議題に上げてきたことの背景も踏まえて、少し教えていただきたいと思います。私もインドネシアにいるときにジャカルタ・ジャパン・クラブの理事長をしまして、S I A P (Strategic Investment Action Plan: 戦略的投資行動計画) の作戦の際に官民合同で一緒に携わった関係上、過去のいろいろなことがよぎってくるわけです。その中で、やはり優先順位がありましたので、これを本日の議題にした背景が少し気になるものですから。

これは説明者に聞く話ではないかもしれませんが、いずれにしても、下水道整備事業というプロジェクトを捉えたときに、もう一つは、ジャカルタの水道事業は、今、半分は民営化されています。アストラグループとヨーロッパのスエズが合同で運営しています。いずれは民営化に持っていく話の中で、この下水を官が行うということで本当にいいのかと。今ご指摘があったように、PPPがあるように、今、インドネシアのプロジェクトの流れはPPPにきています。ですから、円クレよりも早く、現実的にプロジェクトが遂行できるのはPPPであるということで、インドネシア政府もPPPのほうをウェルカムとしている傾向があります。そういう中で、あえてこれを円クレで持っていくことのリーズニングをもう少し明確に説明しないと、少し理解できないところがあります。

以上です。

○小川座長 ほかにございますか。

○高橋委員 少時的な外れになってしまって申し訳ないのですが、先ほど、環境配慮のところ、カテゴリBということでしたが、実は、本日いただいている資料の過去に改善すべき点などがある案件のリストなどを見ていると、下水道案件も幾つかあって、例えば、17ページの6番目のジンバブエの下水道案件などでは、汚水処理のポンプの故障などで周辺地域に汚水があふれてしまって、それによってむしろ感染症の問題が広がってしまったという事例が書かれています。私が心配するのは、今、PPPの話がありましたが、もしそういう事態になったときの責任や賠償の問題、補償の問題など、法的な整備がどの程度まで整っているのか、そのあたりをJICAとしてチェックされてこの事業を進めようとしているのか、教えていただきたいと思います。

○小川座長 私から、ジャカルタのマスタープランの中でのこの位置付けについて、例えば道路では、全体の中でこの部分をつくり出すということが出てくると思いますが、下水道もそういうところが共通しているかと思しますので、その点について教えていただければと思います。

それでは、今ご質問やコメントがありましたが、説明者からご説明をお願いします。

○説明者（早川） 順番に、まず松本委員のほうから、ご指摘、コメントに対してお答えしていきたいと思います。

環境配慮ガイドラインについては、基本的に私どもに気をつけて書いてほしいというご要望と理解しましたけれども、影響を及ぼしやすい構成要素を含む確認というところがありますが、その構成要素については、下水道セクターに関しては、例えば重金属を含む工業排水を処理する事業などを想定しております。

同様に、影響を受けやすい地域としては、国立公園や国指定の保護対象地域、あるいは、自然環境や社会環境で慎重な配慮が必要と思われるような地域、例えば原生林など生態系的に重要である、あるいは、考古学的な面からこういう価値を有する地域といったところを想定しております。本事業については、一般の排水を処理する事業ですので、今申し上げた部分には基本的に建設されないと考えておりますので、いずれにも該当しないということで環境カテゴリをA、Bと結論づけており

ます。

それから、過去の類似案件について、91年に実施したジャカルタ市の都市排水下水道整備計画調査ですが、これは、91年に終わった後に事業化に向けて動きだしていましたが、経緯を申し上げますと、下水処理場の用地確保に時間を要していたところにアジア通貨危機が起こり、スハルト政権が交代したということ、地方分権化が急速に進むなど、中央と地方間の権限が不明確な時期が続きまして、事業化が進捗しないままになったという経緯がございました。ですので、これにつきましては、今回の案件では、まず中央・地方という問題については、中央政府のみならず地方政府、具体的にはジャカルタ特別州、下水道公社になりますが、こちらに実施機関として、マスタープランの見直しの調査のところにあらかじめ関与してもらう形で進めております。主要な意思決定についても、常に中央と地方の双方から合意を取り付けるということを行ってきております。これは文字どおり、コンセンサスづくりが非常に大変ですが、一つ一つ進めております。

また、下水処理場予定地の確保に時間を要したという教訓が一つあります。これについては、マスタープランの見直し調査の中で精査した上で確定し、今、ジャカルタ特別州のほうで空間計画を新しくつくっています。ここにきちんと下水処理施設用地を明示するように、落とし込むようにという働きかけを行っております。それから、逆に、用地のアベイラビリティに見合った形での処理技術を、今回の協力準備調査の中で検討していくことを予定しております。

それから、マスタープランの見直しや代替案調査等が含まれる污水管理能力強化プロジェクトを実施中でありながら、今回の個別事業の協力準備調査を開始することをどう考えるかというご質問についてです。この技術協力のプロジェクトについては、JICAの長期専門家による污水法や污水管理にかかわる法規の策定準備というコンポーネントと、このマスタープランの改定コンポーネントというものを同時並行で連携しながら実施しているところでございます。特にご指摘がありました代替案の調査やマスタープランの見直しについては、調査コンポーネントのほうで実施しておりまして、その成果品については、来年1月にも提出される予定になっております。そういう面では、今の段階で、マスタープランの見直しは既に進展しておりますし、今お諮りしている協力準備調査の開始は、実際には2012年3月ごろを想定しておりますので、この協力準備調査を実施する際には、このマスタープラン

ンときちんと整合性を持った形で実施していくことが十分にできると考えております。

それから、横尾委員からいただいたご質問は松本さんからいただいたご質問とも関連するところですが、PPPの件をどう考えるべきかということでございます。これにつきましては、ジャカルタの下水整備については今まさにマスタープランの見直しを行っております、その中で優先度の高い地域を選んでおります。優先度の高い地域として、基本的にはジャカルタ中央の北部、北西部に位置しますけれども、その優先度が高い地域のうちの一部地域、これは比較的収益性が高い運営が可能な地域につきましては、PPPインフラ事業を念頭に協力準備調査を行うということで、民間企業からPPP事業として形成していきたいというご提案がございましたので、これを踏まえて、このマスタープランではPPPの提案の妥当性を検討した上で、この提案対象地域はPPPで整備できるだろうと想定しております。他方で、優先度の高い地域のうちの残りの地域については、当初の想定どおり、公共事業で実施していくということで整理しております。今回お諮りしているものは、後者の協力準備調査でございます。

収益性の算出や両事業の具体的なスコープの設定につきましては、相互の調査を通じて今後精緻化していくこととなりますけれども、もちろんマスタープランのベースでの役割分担、地域割という形になっていくと想定しております。

それから、市村委員からいただきましたMPAのところ、まず、下水の優先度がどうなっているのかということですが、MPAの中では9個の優先セクターがもともと両国政府間で合意されておりました、その中の一つが上下水道です。この案件については、MPAの中の優先事業について両国で議論しているところですが、40強ある優先事業の中の一つの案件として挙がっております。先ほど委員がおっしゃったとおり、運輸のほうが重い課題ではありますが、同時に、ジャカルタ首都圏の状況を考えますと、治水もそうですし、上下水も含めて都市環境の部分についてもきちんと対応していかなければいけないことは、都市に魅力をつけていく上でも大事で、特にMPAのコンセプトではエコということが一つのキーワードになっておりますので、そういう意味でも優先度があると考えております。

それから、PPPとの関係ですが、これは下水道整備事業ですので、上水に比べると、民間ベースで行うのはハードルがあることも事実だと思います。今、PPP

の事業で、この調査を行おうとしているご提案の中では、それをうまく乗り越えようという仕組みをつくるということですが、どうしてもすべてをPPPで下水セクターを実施していくことはなかなか大変だろうということもありまして、基本的には官ベースの整備を念頭に置きつつも、収益性が高い部分はPPPをうまく呼び込んでいく形で進めていければと思っております。これはインドネシア政府もかなりそういう意識を持っていると思います。

高橋委員からいただきました環境配慮のことですが、汚水が処理場から流出してしまった際の賠償等のレンジがどのくらい詰まっているかということですが、正直申し上げまして、そこまでは、今の段階では、我々のほうでお答えできない状況です。ただ、環境面については、既にこれまでの様々な仕組みの中で慎重に進めていくというプラクティスは私どもでも一応できていると自負しております。そういう面では、この調査の中でも注意して進めていきたいと考えております。

最後に、小川座長からいただきましたマスタープラン上でのこの事業の位置付けということですが、ジャカルタ特別州全体を見た上で、対象区域を基本的に流域ベースで割っていき、その中で人口密度なども加味しながら優先区域を選んでおります。今の段階ですと、優先区域は、ジャカルタ特別州の中に中央ジャカルタ市というところがありますが、中央ジャカルタ市、西ジャカルタ市を中心とした区域を優先地域として選んでおります。そこを、PPPの事業とこの事業で分担しながら整備していく計画で考えております。

○小川座長 どうもありがとうございます。

今、説明者から説明がありましたが、今お答えいただいたことについてさらにご質問等がありますか。

○市村委員 よくわかりました。ただ、注意しなければいけないのは、先ほどのご説明の中で、ジャカルタの北部と北西部が対象地域とおっしゃいました。ここは、大雨が降ると洪水が起きてひどい目に遭っている地域です。したがって、今回のタイではありませんが、大雨が降って溢れ出るリスクが非常に高い地域だと思いますので、治水のことも考えながらこの事業を整備していかないと、タイと同じような結果になると、何をしているのかわからないということになりかねないので、その辺は十分に気をつけて取り組まれたらよろしいかと思っております。

○説明者（早川） どうもありがとうございます。

○松本委員 私も内容はわかりましたが、今進んでいるマスタープランの見直しの中は、項目は本当にたくさんあって、マスタープランを実行する優先事業の抽出、フィージビリティ調査の実施等々、たくさんのコンポーネントがありますので、やはりこのプランを温めておくのは大事だと思いますが、あくまでも、来年終わる現在のマスタープランの見直しを含む技術協力の成果が表に出て、それをもとに、本当にこれでいいかどうかを議論した上でこの協力準備調査を進めていくかどうかの判断をそこでしていただく。この段階では、まだそれを受けていないので、本当にこれでいいかどうかというところまでは、この場で責任を持って発言することはかなり難しいので、是非、来年、そちらの技協の結果が出てきて、本当にこれでいいかどうかという議論を中でしっかり詰めて、その結果をどこに発表していただきたいと思います。

○荒木委員 私は、全く別の観点ですが、いろいろとお話を聞いていて、この書類の書き方に問題があるのかもしれませんが、私の関心は、援助の継続性という問題点です。これが第1点。第2点は、円借款と技術協力との連携の問題です。私は20年くらい前に、円借款によるジャカルタの上水道を見たことがあります。日本は以来、ジャカルタ首都圏における都市インフラ造りに相当な布石を打っていると思います。簡単でいいので、それがどういう布石を打ってきたか、そして、今その流れの中でこのプロジェクトがあるというところを示してもらいたい。そうすると政策は一つの流れをつくって進めてきていることが分かります。

もう一つは、技術協力の連携で、ごみ処理の問題についてです。今から10年くらい前でしたか、無償でマニラのごみの問題について取り組みましたら、100年分くらいのごみが出てきたと大笑いしました。これはやはり教育です。そのころから、どうやってごみを捨てないかというゴミ処理の地域住民教育が中国でも今大変な問題になっていますが、そういう教育プログラムをどう進めていくかということがありましたので、こういうものと技術協力とを関連性を持って並行的に進めてもらいたい。要するに、円借款と技術協力の連携です。これはまさにJICAの大きな統合効果として求められているわけですから、その辺に視点を置いてきちんと書類を整理して、課題を明確にしておいたほうが我々にとっては分かりやすい。こまごまとはいろいろありますが、根本的なところをきちんとしてもらいたいというのが私の意見です。

以上です。

○小川座長 今、市村委員、松本委員、荒木委員から追加的に出た質問、特に荒木委員から歴史的な繋がりなどのコメントなどは、後日、委員に教えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

今お答えできることはありますか。

○荒木委員 私の発言については、書類の書き方について、次の段階に反映してもらいたいと思います。

○説明者（早川） 承知いたしました。

松本委員からいただいた点ですが、どのような形で進めるのが適切なのか明確ではありませんが、現地の期待は非常に強いところもありまして、なるべく早く調査に着手したいという事情があります。マスタープランはマスタープランのほうで今まさに進捗しておりますので、例えば何か別の機会で、こういうマスタープランの結果が出ましたという際に、こういう感じになりました、こういう形で調査を行いますということをご報告させていただくことを前提に、準備作業を進めさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○松本委員 私が納得するかどうかということ以上に、これは整合性の問題ですので、整合性がとれている形で進めないと、もし何か、その後、辻つまの合わない事態になったときに、どうしてこちらが始まってしまったのかということが問題になるので、それは私への説明以上に、是非、内部できちんとプロセスを踏んで頂きたいと思います。マスタープランの見直しといっても、実はこれは項目がたくさんありますね。読み上げる時間はありませんが、たくさんの項目がこの技術協力のコンポーネントに入っていますから、これをもとに円借款の協力準備調査が本当に適切かどうかというところは、そのプロセスを踏んでいただきたいと思います。よろしく願いします。

○小川座長 ということで、また機会があったときにご説明があらうかと思えます。どうもありがとうございます。

(3) パプアニューギニア「マダン市場・棧橋整備計画協力準備調査」（無償資金協力）

次にパプアニューギニアの「マダン市場・棧橋整備計画協力準備調査」について

のご説明をいただきますが、委員はこの概要を読んでいろいろコメントしておりますので、簡潔に概要を説明していただければと思います。よろしくお願いします。

○説明者（田中） JICA東南アジア・大洋州部の田中と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日お諮りいたしますのは、パプアニューギニアの「マダン市場・棧橋整備計画」でございます。本計画は、地方の拠点都市であるマダンにおいて、70年代に建設された既存の老朽化した手狭な市場にかえて新たな市場を整備するものです。

「2.事業の背景と必要性」ですが、マダンはPNGで5番目に人口が多い都市で、周辺を入れると8万人近い人々が生活しております、そこにマーケットを新たに整備して、現金収入の道を増やしていこうという生計向上に寄与する案件であると考えております。

マダンは、内陸部や離島、中心部のハイランド地区の農民・漁民が多くの農水産物を持ち込んでおまして、地元産品から現金収入を得られる流通の拠点となっております。しかし、この市場は老朽化が激しく、衛生状態にも問題があるほか、規模も小さいということで、荷役についても非効率な状態となっております。結果として農水産物のさらなる流通促進を妨げている状況にあります。このため、これを新たに整備するというところでございます。

（2）に参りますが、PNGでは、国連の人間開発指数で現在は137位ですが、これを上位50位に入ることと、鉱物資源への依存から脱却して、農水産業などの持続可能な産業推進による経済成長を実現するということをうたっております。このプロジェクトは、PNG政府のビジョンの実現に貢献すると考えております。

次のページに参りまして、「3.事業目的」です。マダン公設市場に、当該地域の需要に対応し得る適切な市場施設、棧橋を建設するというところでございます。

「（3）事業概要」ですが、市場棟増設、鮮魚売場棟新設、生の鶏の売場棟新設、製氷施設・鮮魚売場管理事務所新設等々でございます。各コンポーネントの必要性、妥当性につきましては、調査を通じて確認いたします。実施機関は、国家漁業公社です。

それから、（5）の環境社会配慮ですが、カテゴリはBとさせていただいております。貧困削減促進等ですが、地域住民に現金収入機会が提供されることによる効果が期待されると考えております。

簡単ですが、案件概要でございます。

○小川座長 ご協力いただきまして、ありがとうございます。

松本委員から事前にコメントをいただいておりますので、松本委員からご発言をお願いいたします。

○松本委員 2点あります。

1点目は、「事業の背景と必要性」のところで、「ウェワク市場および棧橋整備計画」ということが書かれていますが、この基本設計調査報告書を読むと、他ドナーの協力による市場整備が行われていると書かれています。いただいた案件概要書では、主要ドナーによる当該分野で目立った動きはないと書いてあって、ウェワク市場の記述と合っていないのですが、このあたりはどうなっているのかという疑問です。

2点目は、過去の類似案件のところで、確かに、この「ウェワク市場および棧橋整備計画」は非常に似ていると思いました。これは、2008年10月に無償資金協力を決定していて、たぶんまだオン・ゴーイングな事業かと思いますが、この基本設計調査報告書を読むと、ほかのドナーの協力による市場整備の教訓が生かされているかどうかとか、技術協力を通じてごみ回収や衛生管理など管理面での教訓を得るとか、あるいは、対象地域の農漁村民の収入向上の機会とそれによる生活改善がきちんとできているかどうかなど、こうした点が書かれています。ならば、これはウェワク市場のほうでうまく機能しているかどうかというところを見てから次を始めたほうが良いと思っています。もし、この教訓が既に得られているのであればそれでいいと思いますし、まだそこまでわからないのであれば、もう少しこのウェワクのほうの進行状況を見ながら、その教訓が生かされる段階で、これはなかなか良いのでマダンに広げようという議論のほうが、私としては説得力があると思いますので、その点についてどのように考えられるか。

さらに言えば、ウェワクは水産無償で行われていると理解していますが、水産無償自体が、現在、スキーム別の評価の進行中と理解しております。従いまして、そうした評価の結果も踏まえてこの事業を進めるかどうかを改めて議論する必要があるかと思いました。

以上です。

○小川座長 ほかにコメントがある委員の方がいらっしゃいましたら、お願いいた

します。

よろしいですか。

それでは、今の松本委員からのコメントに対して、説明者側からお願いします。

○説明者（田中） まず、案件概要書の2.の（4）、他の援助機関の対応ですが、事実関係としては、昨今、EUとADBが、ポートモレスビーやレイに関する同じような市場の案件に携わっております。EUは地方沿岸漁業開発プログラムという案件です。ADBは沿岸漁業管理開発事業というものでございます。事実関係としては、過去、他のドナーも類似の事業を実施していますが、書式のところは、大変恐縮ですが、「現時点において」と書いておりますが、「今後」ということを意識して書きました。この点、不十分な説明だったことをお詫びしたいと思います。

それから、同じPNGのウェワクの案件は、先ほどご指摘がありましたとおり、2008年に採択しまして、昨年4月にプロジェクトが完成しております。私どものJICA事務所の職員が、今年、現地に出張しております、地域のマーケットとして非常に盛況であって、施設もよく活用されていることを確認しております。また、現地にたまたま青年海外協力隊員がいます、その者からも聞きましたが、非常によく使われていることを確認しております。

ということで、このプロジェクトの基本設計調査報告書でいろいろ指摘されておりますが、プロジェクトについては評価を2013年をめどに実施する予定でありまして、もう少し事業の効果なりが、一定期間がたってから評価したいと考えておりますので、その点については評価いたしますけれども、今、委員からご指摘があった点につきましては、調査の中で確認して、教訓のようなものをこのプロジェクトに入れ込むようにして進めていきたいと考えておりますので、その点、ご理解をいただければと思います。

○小川座長 松本委員、よろしいですか。

○松本委員 そのあたりについては、もう少し大きな話だと思います。似たような案件が進行中で、この適正会議の場は、実は教訓をどう生かすかという議論をしようとして設けられた場ですから、それをどう生かすのかというところを、もう少し表に出していただく。2013年のきっちりとした評価でなくてもいいですけど、生活改善にこう結びついているとか、水産無償の全体としてのスキームの見直しからいくとこういうことがあるというような、そういうことを、内部で議論しているわけ

ですから、小出しにしても、次は過去の教訓をきちんと生かして進めますよという形にしていだかないと。特に、今回のように、開発調査とその後の資金供与が分かれているわけではなくて、基本的には無償資金協力を結びつけようと思って実施するわけですから、途中まで無償資金の調査をして、やっぱりやめましたということにした場合は、相手国政府にとっても影響が大きいと思います。だから、最初の段階できちんとした議論が必要だと思いますので、そこはもう少し広い意味でご検討いただきたいところだと思います。

○小川座長　そういう方向で、教訓をこういう場で今後も出していただきたいと思っています。

○説明者（田中）　はい。調査の中できちんと確認して、それをプロジェクトに反映するようにしたいと思います。

○小川座長　それをまた私たちにも報告いただければと思います。

（４）アフガニスタン「カブール国際空港駐機場改修計画」（無償資金協力）

（５）アフガニスタン「カブール市内道路改修計画」（無償資金協力）

それでは、この後、アフガニスタンに関するものが２件ありますが、事務局より、先週金曜日に急遽、アフガニスタン関係の２件の調査を行うことが決定したという報告を受けました。委員の皆様のご合意が得られれば、説明者から簡単な説明をお願いしたいと思います。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○小川座長　それでは、お願いいたします。

○説明者（有馬）　アフガニスタン支援室長の有馬でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

アフガニスタン支援は、いろいろと難しい状況の中で行っておりますが、今回、カブール国際空港駐機場改修計画、カブール市内道路改修計画の２件について協力調査を行いたいと考えておまして、簡単にご説明させていただきます。

○説明者（三角）　JICA南アジア部の三角と申します。よろしくお願ひします。

まず、カブール国際空港駐機場改修計画のご説明をさせていただきます。この中では、駐機場を「エプロン」という言葉で引用されている部分があります。

まず、「事業の背景と必要性」です。アフガニスタンにおける航空セクターの開

発実績（現状）と課題ですが、アフガニスタンは海に面していませんので、道路と並んで空港が運輸・交通の重要な手段となっております。現在、首都カブールの空港は、滑走路を1本持つ空港があるのみで、同国最大の空港として国内外の交通・物流の拠点となっております。空港の旅客数は近年著しく増加しておりまして、2010年には約140万人、これが2020年には400万人まで増加することが予測されております。旅客数が増加している一方ですが、残念ながら、航空機の駐機場が不足しております。したがって、航空機の遅延が発生する、あるいは、外国航空会社等の乗り入れ希望に対応することができないということで、大きな機会損失となっております。したがって、エプロン（駐機場）の拡張等施設の改修が緊急的に必要な状況となっております。

アフガニスタンにおける航空セクターの開発政策と本事業の位置づけ及び必要性についてです。アフガニスタンでは、2008年に「アフガニスタン国家開発戦略」というものを策定しております。その中で、カブール国際空港とヘラート空港を、これはICAOの基準と勧告を満たす国際空港とすることを目指しております。また、担当する省である運輸民間航空省が作成する戦略においても、やはりICAOの基準と勧告に合致した空港の整備を行うべきと述べて、さらに、優先順位として、全国約40空港のうち、カブール国際空港とヘラート空港の整備が最上位に位置付けられております。

3番目。航空セクターに対する我が国の援助方針についてです。インフラ整備は我が国のアフガニスタン援助政策の重点分野の一つに位置付けられております。カブール空港の整備を図ることとして、カブール国際空港に対しては、「カブール国際空港ターミナル建設計画」が2006年度に終了しておりますが、無償資金協力を実施しておりますし、現在、「カブール空港機能強化プロジェクト」に係る協力準備調査を実施しております。

また、後ろのほう、4.の(1)の「類似案件の評価結果」に飛びますが、現在、「カブール国際空港誘導路改修計画」という無償案件も実施しております。したがって、カブール国際空港は日本の援助として広く知られております。

他の援助機関の対応ですが、カブール国際空港は同国の入り口ということで、これまでに世銀、アメリカ、ドイツ、ICAOなど、滑走路・航空灯火の整備、レーダーの設置などいろいろなところで協力を行っていますが、本件との重複はありま

せん。

「3. 事業概要」のご説明をさせていただきます。「事業の目的」ですが、本事業はカブール国際空港の機能強化、特に駐機航空機数の増加及び、航空機の遅延解消に貢献することを目的としております。

事業の概要としては、エプロンの舗装改修、エプロン照明灯、エプロンの拡張、エプロンの新設といった内容になっております。

事業の実施体制は、運輸航空省が責任官庁、カブール国際空港が実施機関です。これらの機関は、日本の無償の経験もありますし、他国の援助を受け入れている経験、豊富な実績を有しております。

環境社会配慮に関しては、カテゴリCとなっています。本事業は、本事業は既存空港用地内において実施されますので、影響は最小限であると判断しております。

貧困削減促進等ですが、アフガニスタンの玄関口であり、最大の国際空港の利便性・確実性が向上するということで同国の経済発展につながり、貧困削減に間接的に貢献するものと考えております。

「4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓」ですが、「類似案件の評価結果」ということで先ほど言及しましたが、「カブール国際空港誘導路改修計画（無償）」が実施中です。ただ、この案件の中で、資材費の高騰により入札の不調が生じたため、一部のコンポーネントを削除した経緯がございます。したがって、本事業の実施に当たっては、設計・積算作業の際に、このように再び入札の不調が起きないようにということで、予定価格の設定においてさらなる精査が必要と考えております。

ちなみに、別添しております地図とカブール国際空港駐機場の地図がありますが、網かけの赤い色の部分が、残念ながら、誘導路の整備計画のところでは削除せざるを得なかった部分になっております。ここは、先の無償資金協力においても重要なところということで入れておりましたが、残念ながら外さざるを得なかったため、今回の案件においてはここをカバーする形で整備を進めたいと考えております。

次の案件は、「カブール市内道路改修計画」のご説明をさせていただきます。

先ほど申し上げましたが、アフガニスタンに対する協力の中でインフラ整備が重要な項目になっております。重点援助目標としては、日本政府として3つの大きな目標がありまして、一つ目は治安能力の向上、2つ目が元タリバーンと兵士の社会

への再統合のための支援、3つ目が持続的・自立発展の支援となっております。この3点目にJICAが大きく関わっておりまして、その中でインフラ整備が特に重要と考えていて、カブール市内の改修計画もその中に位置付けられております。

さらに、この中にはいろいろな案件が出てきますが、説明の中で、どういう関係があるかということを確認させていただきたいと思っております。

「事業の背景と必要性」ですが、「当該国におけるカブール首都圏開発の開発実績と課題」です。カブール市は急激な人口増加とそれに伴う都市環境の悪化という課題に直面しております。現在、人口が約400万人です。東京23区の5割弱くらいの人口で、広さも同様に23区の5割弱くらいの面積がカブール市の規模になっております。

この課題を克服するために首都圏開発マスタープラン策定支援を日本政府が2008年と2009年に実施しております。その後、アフガニスタン政府により、このマスタープランが閣議決定されておりました、それに基づいてアフガニスタン政府が、カブール首都圏開発事業を実施しております。既存のカブール市の再生と新都市の開発が進んでいますが、マスタープランでは、現在のカブール市の一極集中の是正、カブール首都圏全体の開発の促進の観点から、放射道路の拡幅や環状道路及び周縁道路整備等からなるカブール首都圏の道路整備計画を策定しており、この早期実現が進められているところです。

「当該国におけるカブール首都圏開発の開発政策と本事業の位置づけ及び必要性」ですが、先ほど申し上げましたように、カブール首都圏開発計画は2009年閣議決定された国家事業です。本事業は同開発を推進する事業として位置付けられております。マスタープランに引き続き実施しているカブール首都圏開発計画推進プロジェクトにおいて、上記マスタープランに基づくカブール市内の道路整備計画や交通改善計画を含む既存カブール市都市開発マスタープランの策定支援を行っており、同マスタープランでもカブール市の基幹道路ならびにコミュニティ道路の改善の必要性がうたわれております。

大きな絵としては、マスタープランのほうで首都圏開発のマスタープランをつくった後に、それに基づいてアフガニスタン政府がこの事業を推進しているのですが、JICAとしてもこれを支援したいということで、「カブール首都圏開発協力プログラム」というものを持っています。そのプログラムの中において個別の幾つかの

プロジェクトがあり、その一つのプロジェクトにおいて「カブール首都圏開発計画推進プロジェクト」があるという構造になっております。今回の無償の案件は、そうした一連のプロジェクトとの関連性を持って首都圏開発プログラムの中で実施される案件という位置付けになっております。

(3)の「カブール首都圏開発に対する我が国の援助方針」ですが、我が国は、アフガニスタン支援重点分野の一つとしてインフラ整備をして、同分野において都市開発への支援を掲げております。JICAは、新都市開発と既存カブール市の再開発を一体的に行って、都市問題の解消と安定した首都の構築につなげ、雇用創出を含む経済成長を促して民生の安定と平和の定着に貢献することを目的として、カブール首都圏開発協カプログラムを2010年より実施しております。そのプログラムの中で、カブール首都圏開発推進プロジェクトは中核のプロジェクトになっております。その主要成果の一つとして、アフガニスタン関係機関のインフラ整備能力の向上を位置付けておりまして、カブール市や新都市開発委員会事務局の設計・調達・実施能力の向上を図っております。カブール市では、道路整備能力の向上を図るためにパイロットプロジェクト等を実施しておりまして、本件無償案件は、この技術協カプロジェクトの成果も踏まえることになっております。

「他の援助機関の対応」ですが、道路の分野で他ドナーは、例えばADBは地方における幹線道路の整備に重点を置いています。一方で、世銀がカブール道路改善プロジェクト、略称KURIPを計画し、設計を行うとともに一部施工を行っております。ただし、設計区間の多くは実際に十分な資金確保ができず未実施の状況にあります。本案件は、世銀が設計したものの未実施である区間を中心に道路改善を行うものです。これは、後ろに付いている地図の2番目に「KURIP事業進捗図」というものがありまして、KURIPの中で計画されている道路がここに記載されております。字が小さくて大変恐縮ですが、色分けしたところが、どんなドナーに資金を期待しているというか、実施を期待しているかという図になってはいますが、この中で日本に期待されているのが中心部分で、赤い字で細かい線がある部分を、できれば日本に対応してもらいたいという構想になっております。

「3. 事業概要」ですが、「事業の目的」として、本事業はカブール首都圏開発プログラムに位置付けられており、都市問題の解決及び安定した首都の構築に資するものです。道路改修による渋滞緩和等によりカブール市内の道路輸送能力が強化

され、カブール市の社会経済の活性化に貢献すると考えております。

(3)の「事業概要」ですが、基幹道路等の改修整備ということで11.4km～24.6km、実際にどの程度できるかは調査で確認することになっております。

「事業実施体制」は、カブール市役所がカウンターパートとなっております。

環境社会配慮は、カテゴリCとなっております。これは、拡幅を伴わない既存道路の改修で舗装を改めて実施することが事業の主な内容になりますので、カテゴリCと判断しております。

「貧困削減促進等」ということで、基幹道路等の整備によってカブール市の交通ネットワークが改善され、物流・経済の活性化、ひいては雇用機会の拡大につながることを期待しております。

「4.過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓」ですが、類似案件の評価結果ということで、マラウイ国「ブランタイヤ市道路網整備計画」を挙げております。これは、先方政府負担事項である地下埋設物の移設等が遅れたことにより、事業実施スケジュールが遅延しております。これを本事業への教訓と考えております。本プロジェクトでは、的確な工事監理体制の構築を図るとともに、別途実施中の技術協力プロジェクトによるカブール市役所のインフラ事業実施能力の向上支援を通じ先方実施体制の強化を図ります。また、現地業者を施工業者として活用する平和構築支援無償等では、一定程度の品質を確保するために、適切な施工監理体制、特にアフガニスタンの場合は、安全対策、紛争予防の配慮が重要ですが、これを構築しており、本事業においても十分に検討することが望まれると考えております。

以上です。

○小川座長 どうもありがとうございます。

ただいまご説明がありましたアフガニスタンの2件について、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

○高橋委員 JVCの高橋です。JVCはアフガニスタンで活動しているので、この案件についてはきちんと意見を言いたいところですが、直前に検討案件として上がってきて、説明も今聞いたばかりですが、お聞きしたいことはたくさんあります。けれども、時間もないので、どうしようか正直迷っているところです。大きな話と小さな話を一つずつくらいさせていただきます。

大きな話は、治安のことは既に言及されているように、アフガニスタンにおける

非常に大きな課題です。私たち自身もNGOとして現地に限定的にしか入れません。入ることはできますが、常駐はできないという状況になっています。ですから、そういう状況の中で、果たしてこれがどこまできちんと案件を進められるのか、私には判断したくても、よくわかりません。

例えば空港整備にしても、こんなに需要が高くなることが予想されているというのは、治安の問題を抱えている中で、このとおりになるかどうか。JICAの見通しはどこまで正確と言えるのでしょうか。ある種、妥当性の検討ですが、このあたりの判断がわかりません。

2つ目は、特に空港のほうの話が中心です。この空港は、アフガン軍によっても使用されることを前提にされていますか。ODA大綱の原則に抵触する可能性もあるので、お聞きしたいと思います。

もう一つだけ。環境配慮のところカテゴリCになっていますが、JICAでは、紛争地域や平和構築関係に関しては、PNA（Peacebuilding Needs and Impact Assessment）を、環境ガイドラインを補完する形で適用することになっていると思います。紛争を助長しないかどうかという観点からきちんとチェックすることになっていたと思います。そのあたりがどうなっているかということについて教えていただきたいと思います。必要であればというか、特に日本の納税者への説明責任の観点から、そのあたりをどう考えているかということ、文章上で何らかの形で表現したほうがいいのではないかと考えています。

○説明者（三角） 担当している事業部から補足があれば、後で付け加えてもらいたいと思います。

見通しに関しては、日本はなかなか入り難いということではありますが、ほかの国は、結構、経済活動で入っている国があります。例えばトルコなど。そうしたところとの交流が起こっていますので、旅客数が増えているというのは実際のところ、必要であれば、その見込みをどのようにして出しているかということ、また後日提出させていただきたいと思います。

それから、空港をどう使用しているかということですが、そのところ、カブールの空港は滑走路が1本しかないのです。そこに全く軍が飛行機を飛ばしていないかということ、そうではありません。使っています。ただし、駐機場やほかの施設のところははっきりと分かれております。あと、アフガン軍は、カブール国際空港とい

うよりは、アメリカ軍のバグナム空軍基地、近接の別の空港がメインの使用空港になっております。

それから、PNAのアセスメントですが、これはこの案件個別ということではなくて、定期的にそうしたアセスメントは実施しております、そういうものを配慮しながらの実施になりますので、文書においてきちんと言及させていただきたいと思います。

○小川座長 需要予測についてはいかがですか。

○説明者（梅永） 需要予測につきましては、マクロ経済的観点からの、経済の伸びを現在の旅客数の伸びと関連を持たせて需要予測を出しております。

○小川座長 ほかにいかがですか。

○市村委員 空港についての説明を聞いていてなかなか理解できなかったのですが、今までの無償資金協力で幾つか実施してきているわけですね。それが積み上がって、今度はエプロンの補修という話になっていると。継続性があると思っておりますが、そういうことでよろしいですか。例えば、ターミナルは日本が建設したものでですか。

○説明者（三角） はい。

○市村委員 誘導路も日本が建設したものでですか。

○説明者（三角） 今、実施中です。

○市村委員 その次が今度のエプロンの拡張ということですね。

○説明者（三角） はい。

○市村委員 それなら、この「事業の背景と必要性」のところに、時系列に、いくらお金を使って、いつ実施したということを明確に書いて、このプロジェクトは日本が丸抱えで実施していることをはっきり示したほうが、必要性の認識の上では分かりやすいのではないですか。いろいろ書かれておられますが、理解しにくい説明だと思えます。むしろ、堂々と実施してきて、評価もされて、非常に良いプロジェクトですと書かれた方が良いと思えます。これを日本のフィージビリティを書く欄に、カブール国際空港は日本が援助しており、それをさらに延長していきますとアピールをしたほうが、必要性、背景を含めて、誰からも理解してもらえるのではないかという気がします。コメントです。

○小川座長 ほかにコメントありますか。

○高橋委員 コメントですので、お答えいただかなくていいです。先ほど治安の話、

PNAの話が出ていましたが、もしこういうシナリオだと、地方と都市部の格差が経済的に広がっていきたくらうと思います。それは、治安上の問題にマイナスに影響するほうが大きいような気がしています。私の所属する団体のように、地方で活動している人間からしてみると、その点を懸念します。

もう1点は、治安の観点ですが、タリバーンが実際に中央部まで進出してきましたから、ある種こうした施設は攻撃のターゲットになりやすいということを前提にしておいたほうが良いと思います。これから実際に施工を始めた場合には、治安上のことは十分に注意したほうが良いと思います。

3. その他の事項

○小川座長 それでは、今のことはコメントということでお聞き及びいただきたいと思ひます。

次の「その他の事項」の「カンボジア国道一号線改修計画の第4期事業について」に移りたいと思ひます。

この件については、まず、外務省、JICA側からご説明をお願いしたいと思ひます。

○説明者（横山） 国別一課長の横山でございます。

本件のカンボジアの案件につきましては、既に協力準備調査実施中の案件です。本来であれば、開発協力適正会議で取り上げるとされている、調査採択後、コンサルタント公示前の案件ではありませんが、過去に住民移転等について懸念が伝えられた経緯を踏まえまして、この会議でコメントをいただくことが、今後、本件の調査を実施していく上で有意義であると考えまして、「その他の事項」として取り上げていただくようお願いした案件でございます。

JICAのほうからご説明をお願いします。

○説明者（林） JICA経済基盤開発部都市・地域開発第一課の林と申します。カンボジアの国道1号線改修計画の内容について、パワーポイントと資料を用いて説明させていただきます。

資料については既にお目通しいただいていることと、時間がかかなり押していることもありますので、ポイントのみ簡潔に説明させていただきます。

「国道一号線について」ですが、このポイントは、南部経済回廊の一部を形成す

る国際幹線道路であると同時にアジアンハイウェイの一部をなしている道路です。また、2000年に、今年と同様に非常に大規模な洪水が起こりましたので、2000年の洪水等の影響によって、当時、損傷が著しくなっていましたので、改修が喫緊の課題となっておりました。実際に2000年当時の洪水では、2か所ほどダイナマイトで爆破して水位を下げてポンペンの浸水を防いだということがありましたので、調査の段階では、そこには仮橋がかけられている状況でした。

また、堤防道路ということで、この道路が水没してしまうと、まさに動脈が絶たれてしまう状態になりますので、この機能が損なわれないようにすることも大きな目的でした。

また、カンボジアのみならず、この地域全体、ひいてはASEAN全体にとっても極めて重要な道路という位置付けになっております。

今まで、この案件の経緯について、どのような対応をしてきたかについて続いて簡単に説明させていただきます。

要請は2001年でした。2002年に、この要請に対して、まず開発調査から始めまして、翌2003年、環境社会配慮支援調査——当時の無償資金協力部が予備調査の位置付けで、2回にわたって実施しております。この1号線は、ポンペンから川沿いに進んでネアックルンまでの約56kmについて要請されました。このネアックルンのフェリー乗り場を渡ってベトナム国境まで行く国道1号線の残りの部分、ここをC2区間と呼んでいますが、ここをADBが我々のプロジェクトに先んじて整備した際に、住民移転等々で様々な問題が起こったということで、その起こった問題が何なのかということ事前にしっかり調べてから調査を開始したいということで対応してきました。この際には、本日ご出席いただいております松本さんにも直接お話を伺ったということを記憶しております。

続きまして、2003年のこの調査を終わって、2004年から基本設計調査を実施しました。この中で、当時のJICAの環境社会配慮審査会、現在の助言委員会ですが、そこで報告をさせていただきます、審査・答申を受けて現在に至っている状況でございます。

プロジェクト本体につきましては、2005年に第1期。第1期は、先ほど申し上げました洪水で堤を爆破してしまった、橋梁2橋の改修、2006年には第2期としてネアックルン川から約43kmの道路の改修と、あと、No. 1の橋の改修。第3期は9.1km

の改修ということで、現在まで52kmの改修が終了しております。第4期については、最終区間の4kmのみとなっております。これは、当初、第3期の中で、始点から13kmの地点まですべて実施する予定でしたが、環境社会配慮上の問題、特に住民との合意の問題等々を勘案しまして、プロジェクトをさらにここを切り分けて、より慎重に実施しようということで4期分けに至りました。

今回の協力準備調査は9月から始めておりますが、これも先ほど来報告させていただいております新規の調査というよりも、既に調査から時間がたっているので、再度、設計や積算を見直す、また、現地の状況が変わっていないかどうかを確認するための調査として実施させていただいております。

4ページは現地の状況です。画面は、今年9月に現地に行った際の映像で、5時ぐらい、ちょうどラッシュが始まるかどうかぐらいの時間帯の始点付近の様子です。このように、車の横をバイクが走り、歩行者もこのような形で通っており、バイクが割り込んできて非常に危ない状態になっております。

こちらは、既に整備が終わっている第3期区間の様子です。同じ時間にここを通過していますが、第3期の区間はかなり車の数も減って、走りやすい道路になっております。

「地域住民への影響」です。第1期から第3期までにどの程度の世帯が影響を受けたかという数字です。ここに書いてある数字は、カンボジア側から提出があったもので、現在まだ検証しておりますので若干変わりますが、総世帯数で約3,674世帯のうち母屋が影響を受けてしまう世帯が約1,350世帯程度あることをご理解いただければと思います。影響を受けるというのは、物理的に移転しなければならない場合、自分が持っている敷地の中で下がるという場合、それから、下がれないので建物の一部をカットすることを「スライス」と呼んでおりますが、その場合、こういう形になっております。ちなみに、こちらの絵は、住民説明会の際に、見てわかっていただけるように、こういうパースを作製して、住民説明会の際に、あなたの家はこういう形になりますよということを説明させていただいております。

次に、「これまでの指摘」です。先ほど松本さんからのご指摘をいただいた点ですが、こうした幾つかの点、適切な補償支払い等々についてのご指摘をいただいておりますので、我々はこれに対して取り組んできました。

「補償単価見直し」については、当初、2000年時点では、政府の公定単価をカン

ボジア側が持っていましたので、我々が調査をしていた2004年の時点では、こうした公定単価を基準に考えて、それに物価上昇率をプラスしたものを補償単価として最初に設定して、第2期の補償まで実施しました。ところが、それと同時期に行われていたADBの案件で、補償方針が、これまでの公定単価を使うのではなくて、再取得価格、つまり、補償の対象となる建物と設備を新築もしくは購入するために必要な金額で算出しましょうということに方針が変わりましたので、我々としても、ADBの案件で原則化されたことを実施するのであれば、日本の案件にもこれを同様に適用するべきであるということをも日本側として強く申入れを行いました。結果として、カンボジア政府は、第3期について、再取得価格による補償を実施しております。足並みがそろったということをごさいます。また、第1期、第2期の住民に対しても、不公平が起きないように、差額を計算して追給を行っております。

「補償実施内容」ですが、このような形で、家屋、土地、付帯設備、果樹、もろもろの手当を、弱者世帯等も含めて、こうした形で項目を設定して補償を行っております。

次に「住民移転計画の策定・公表」です。大規模な住民移転が起こる場合には、Resettlement Action Plan (RAP) と呼ばれる住民移転計画を立てることになっておりますが、これをカンボジア政府が作成し、対象住民向けの説明会を実施しております。また、この際に、先ほどのパスがありましたが、ああいったものを含めたパンフレットやリーフレットを、クメール語で作成したものを配布して理解を求めております。住民移転計画そのものにつきましては、被影響住民の方が地域のコミュニケーションオフィスに行けば閲覧ができる状況になっております。

次に「移転地の整備」です。これは、私どもが当初から重視していた点の一つですが、道路公用地内に住む、法的に土地を保有していない、いわゆるランドレスの方々に対して、移転地を提供することです。(一世帯用の敷地は)約100平米ありますが、この敷地を整備して提供して無償で供与してほしいということをも日本側から強く申入れをして、これを実現させております。また、その条件については、現在住んでいるところからできるだけ離れないで済むようにしてほしいとか、アクセスを考慮した、移転後の生計や利便性に対する影響を軽減するような対策をとってほしいということ、それから、トイレや井戸、アクセス道路等もきちんと整備してほしいといったようなことを申し入れまして、今、既に第1期から第3期までに対

しては5つの移転地が整備され、現在、移転がなされておりますし、第4期向けについては、写真にあるような第6移転地が確保されております。

次に「苦情処理システム」です。こちらも、こうしたシステムがない、もしくは、機能していないということをいろいろな方からご指摘をいただきましたので、我々としては、まずこれをカンボジア政府に対して、委員会を設置しなさいということ強く要求して、彼らもこれをつくりました。この苦情処理システムが機能するまでには、カンボジア側といろいろな交渉がありましたが、今はこのような形でスキームが整備されて、原則的にはこうしたものに従って彼らは動いています。もし、問題があるということであれば、定例会等々で我々のほうから申し入れて事実確認を先方をお願いしているという状況になっております。

「その他の取り組み」として、住民が移転する範囲を最小化することを設計の中できちんと検討しております。それから、住民説明会は合計70回以上、累計参加人数5,000人以上で実施しております。また、その状況につきまして、現地コンサルタントによる調査、これは資産に関する調査や説明会、支払い実施について、外部モニタリングを付けて確認しております。また、先ほど申し上げましたとおり、日本政府、JICA、カンボジア政府の中の特に省庁間住民移転委員会というところがありますが、ここの定例会を100回以上、月に1～2回ずつ開催しております。何か問題が起こるとここで議会に上げて、一つ一つの問題を解決する体制をとっております。これは現在も続いております。

最後に「第4期に向けて」です。第4期については、予想される被影響世帯は516世帯程度であると予想しております。また、物理的な移転は約60世帯となっております。カンボジア政府が行うべきこと、日本政府が行うべきことはこちらに書いてあるとおりでありますが、やはりプノンペン市の街中に近いということで、今までの再取得価格の実施による補償単価設定等に加えて、生計回復プログラムの検討についても、これは今までも実施していなかったわけではありませんが、さらにきちんとプログラムとして立ち上がるように進めていきたいと思っておりますし、我々もそれに対して支援を行っていきたいと考えております。

「まとめ」になりますが、こちらに書いてあるとおり、基本的には、南部経済回廊の一部を形成する道路ということで、非常に重要な道路です。ここで物流を確保することで持続的な経済発展の基盤にもなり、有効と考えております。

今回の第4期の内容については、1号線のモニボン橋という橋の起点から4kmのところまでの2車線もしくは4車線の道路の改修、それから、非自発的な住民移転に関しては、第3期までに改善された取組を踏まえて、さらに丁寧に環境社会配慮を実施していきたいと考えております。

最後になりますが、これまでも実施しておりますし、当たり前のことではありますが、開発の正のインパクトを最大化して、負のインパクトを最小化するというスタンスでこれからも臨んでいきたいということ。それから、カンボジア政府は、今、経済インフラの整備等々進んでいますが、やはり住民のことを考えて経済発展と両立させていくことが重要だと思っておりますので、我々としては、今回の計画及び技術系のプロジェクトでも支援しておりますが、こうしたものを通じて、カンボジア政府の業務能力向上にこれからも貢献していきたいと考えております。

以上です。

○小川座長 どうもありがとうございます。

本件は、協力準備調査の実施中という案件ですので、本日ここでコメント、ご意見をいただいて、そのコメント、ご意見を、協力準備調査の実施において参考にしてもらおうということでご意見をいただきたいと思っております。

○松本委員 林さんも長い関わりだと思っておりますが、私もこの事業とは10年の付き合いです。基本的には、書面に書かせていただいたように、事柄の性格上、ここの委員会で議論するというよりも、できればJICAの環境社会配慮助言委員会のほうに参考の助言を得てはどうかと思っております。基本的には、それが一番プラクティカルですし、この紙に書いてあるように、第4期を全体でまとめて何か教訓を見出そう、あるいは、グッドプラクティスにしようという意図がおありであれば、なおさら助言委員会のほうで議論されて、その結果をこちらの適正会議に持ってきていただければ、無償資金協力でありながら、これだけ大規模な住民移転がある事業をどのように進めてきて、どのような結果になったのかということは、多くの学びを与えてくれると思っておりますので、一番願っているのはそこです。

なぜそう申し上げるかといえば、今回は第4期の部分で、現地はまだ見ていませんが、若干、国道1号線からこれまでと比べると、離れたところに移転地が用意されているという印象があります。これに対してどう対応されるのかという関心があります。

それから、生計回復プログラムに入ったというか、このような形で明記された――先ほど林さんは、これまでも進めてきたとおっしゃっていましたが、このように明記されたことも高く評価したいので、こうした生計回復プログラムは、これまでの3期も含めて、全体として住民の生活改善につながっているかどうかを確認することは重要であると思います。

それから、文書の公開もこの10年間で相当進んだと思います。これまで住民移転計画の公表も消極的でしたが、この公開。それから、移転に伴う再取得価格の調査あるいはその結果の公表も、第4期の中では最初からうたっていることを考えれば、やはり1期から4期を通じて、これまでの教訓、そしてまた、4期特有の、モニボン橋の都市の中心に近いところですので、中心部ならではの問題について、これは制度上定められていませんが、環境社会配慮助言委員会のほうに意見を伺うのでいいのではないかと思います。

以上です。

○小川座長 どうもありがとうございます。

一番大きなサゼスチョンは、JICA環境社会配慮助言委員会からの助言を受けてはどうかということですが、それは可能ですよね。もし、それができないということであれば、ここで反論していただきたいのですが、できそうであれば、特にお答えいただかなくてもいいのですが、いかがですか。

○説明者（林） コメントをどうもありがとうございました。本件は、ご承知のとおり、ガイドラインは2004年に大きく改訂されたわけですが、それ以前の案件ということでしたが、今回、2004年のガイドラインに即して進めてまいりまして、手続的には完了しているというのが我々の基本的な理解でございます。その旧環境社会配慮助言委員会からの審査ですとか、その後も、E/Nの前にはこれまでも報告させていただいておりますので、こうした対応を今後も検討していきたいと思っております。いずれにしましても、いただいたコメントはJICAのほうで引き取らせていただいて対応させていただきたいと思っております。

○小川座長 ぜひそのような対応をよろしくお願いしたいと思います。

ほかにありますか。

○高橋委員 時間も随分押しているので、短くいたします。

私たちも現地カンボジアでも活動していますので、特にこの案件については非常

に関心を持って今まで見てきました。松本さんを中心にして、この問題には活発に関わってきたわけです。先ほどの松本さんの意見にもありましたように、今回のこの案件からどのように教訓を学んで、どう反映させていくのかということは、非常に重要なこととっております。ある種、シンボリックな意味で。これからのODAのあり方を考えていく上で。その上で、環境ガイドラインの、今説明があった助言委員会のほうで行うことも一つだと思いますが、この問題をどこにきちんと反映させていくかということ、もう少しJICAや外務省ときちんと議論したいと思っています。

特に、今回、私たちもずっと見てきて思うのは、私たちの仲間からの情報ですが、苦情処理システムや住民説明会というお話がありましたけど、カンボジア政府の現状の中で、住民が本当に自由に意見を言える状況になっていないように思います。苦情処理システムも、ある地区にはあるけど、ある地区にはなかったり。中には、ちゃんと受け付けてもらえず、「裁判所に直接行け」と言われるような住民もいたり。確かに相手国政府があることではあります、日本政府の側も、きちんとそこら辺の情報もしっかりつかんでおくべきだと思っています。その意味で、カンボジアという相手国に対してどう考えていくということを考えていく必要があると思います。ぜひ、NGOなどいろいろな人の意見を聞いてもらえるような場をもっと設けていただければと思っています。

○小川座長 今、お2人の委員から出たコメントを参考にして、引き続き、協力準備調査を実施していただきたいと思っています。

○説明者（横山） 1点だけ。松本委員からおっしゃっていただいたカンボジアの件で、再取得価格調査報告についての公開の件についてお答えさせていただきます。

これは、要は、補償単価について事実上情報公開を行わないのかという主旨と承知しておりますが、この文書は過去の個別の特定の土地売買の価格、そういうものの推測可能な情報が入ってしまっていて、これを公開すると今後の調査において地権者の協力が得られなくなるということがありまして、再取得価格について調査を行うことに関して悪影響を及ぼす可能性があると考えております。また、個人情報保護の観点からも、JICAの環境社会配慮ガイドラインでも公開を求めていません、海外でも、我が国においても、一般的には、そういう個別具体的なものは公開しないと承知しております。日本における公開については、住民移転への対応はカンボ

ジア政府の責任でありまして、カンボジア政府の了承を得ずに、我が国側で一方的に公開することは適当ではないと考えております。その点、ご理解いただきたいと思ひます。

○松本委員 私の手元にある情報公開請求に対する J I C A 情報政策部準備室長からの平成20年7月2日付けのペーパーによれば、公開してもいいと言っているものの中に、市場価格調査の報告書というか、要するに、replacement cost study final reportというものも入っていますが、ここは細かい議論をする場ではないと思ひますので、改めてお話しさせていただきたいと思ひます。

4. 閉会

それでは、事務局から何か連絡があればお願いいたします。

○事務局（本清） 事務局から、次回の開催時期についてご連絡させていただきます。

本件会合は四半期に1度と考えておりますので、次回開催は3か月後の年明けころを考えております。ついては、近く、委員の皆様から事務局からご連絡を差し上げて日程調整をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、高橋委員からのご質問に対して、私は、もしかしたら国別援助方針を50か国強と言ってしまったかもしれませんが、42か国でございますので、ここで訂正させていただきます。

あと、アフガンの案件概要書ですが、円借款・無償共通と書かれていますが、アフガンの場合は無償資金協力ですので、これは公開させていただく文書のほうはどのように直させていただければと思ひております。

以上でございます。

○小川座長 それでは、以上をもって第1回開発協力適正会議を終わりたいと思ひます。

時間が超過して申し訳ありませんでした。

（午後5時49分閉会）